

技能講習を受講する求職者の皆様並びに職業訓練指導員講習、介護職員初任者研修及び介護職員実務者研修を受講する皆様へ

資格取得支援事業補助金のご案内

陸前高田市では、市民が資格等を取得することにより、職業能力の向上並びに就労機会の拡大を支援するため、技能講習を受講する場合、職業訓練指導員講習、介護職員初任者研修又は介護職員実務者研修を受講する場合に要する経費に対し補助金を交付する「資格取得支援事業補助金」の交付制度を制定しています。補助を希望する場合は、下記により申請手続きをお願いします。

記

補助対象者等

・次の項目のいずれにも該当する者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 満18歳以上の者（学校等に在学中の方は除きます。）
- (3) 納期の到来した市税等に未納がない者

※いずれも1会計年度につき1人15,000円が限度額になります。

1 技能講習	
補助対象者	公共職業安定所に求職申込みを行っている者
添付書類	求職登録していることを証明する書類
補助対象資格	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）で定める技能講習のうち以下のもの 1 小型移動式クレーン運転 2 フォークリフト運転 3 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転 4 車両系建設機械（解体用）運転 5 不整地運搬車運転 6 高所作業車運転 7 玉掛け 8 ガス溶接 9 ショベルローダー等運転 10 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 11 石綿作業主任者技能講習
補助対象経費	受講料（テキスト代を含む）
補助率	2分の1（計算結果 100円未満切り捨て）
2 職業訓練指導員	
補助対象資格	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）で定める職業訓練指導員
補助対象経費	受験料、受講料（テキスト代を含む）
補助率	10分の10（計算結果 100円未満切り捨て）
3 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修	
補助対象者	市内の介護事業所に勤務する者
補助対象資格	介護職員初任者研修、介護職員実務者研修
補助対象経費	受講料（テキスト代を含む）
補助率	2分の1（計算結果 100円未満切り捨て）

対象期間

・講習の修了日が、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

提出期限

・資格を取得した日から6か月以内

申請書類

・下記の書類を各1部

- 陸前高田市資格取得支援事業補助金交付申請書（別添 様式第1号）
- 市税等納付（納入）状況確認承諾書（別添 様式第2号）
（添付書類）
- ・ハローワーク受付票（技能講習の場合）
- ・修了証等の写し（表・裏両面）
- ・受講料の領収書の写し

※その他市長が必要と認める書類を求める場合があります。

（お問合せ）〒029-2205 陸前高田市高田町字下和野 100 番地
地域振興部 商政課 TEL54-2111 [内線 424]